

社会福祉法人大佐渡福祉会役員の報酬及び費用弁償に関する規程

平成 7 年 7 月 1 日 制定

改正 平成 13 年 12 月 21 日 平成 16 年 3 月 25 日

平成 17 年 3 月 28 日 平成 26 年 5 月 28 日

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人大佐渡福祉会の理事、監事、評議員及び理事長が委嘱した各種委員会の委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給方法について、必要な事項を定めることを目的とする。ただし、理事である施設長はこの規程を適用しない。

(報酬の額)

第 2 条 役員等の報酬の額は、日額 8,000 円とする。ただし、理事長が委嘱した各種委員会の委員（第三者委員は除く。）の報酬は、日額 2,000 円とする。

2 第 1 項の規定にかかわらず、本会及び地方公共団体等の職員には、報酬を支給しないことができる。

(費用弁償)

第 3 条 役員等の費用弁償の額は、職務のため旅行した場合の費用（以下「旅費」という。）とし、その種類は、鉄道賃、船賃、航空費、日当及び宿泊費とする。

2 第 1 項に規定する旅費の額は、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 12 月 21 日）

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 25 日）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 28 日）

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	鉄 道 賃	船 賃		車 賃	日 当 (1日につき)	宿 泊 料	
		運賃の等級を2 階級以上に区分 する路線	運賃の等級を設 けていない路線			区 域	1 夜
理 事 監 事 評 議 員 委 員	乗車に要する運賃	2等の運賃	乗車に要する運賃	バス運賃 実 費	島外 2,400円 島内 2,300円	県 外 県 内 島 内	12,000円 10,000円 7,000円

備考

- 1 東京都及び指定都市内の車賃については、用務日1日につき定額2,000円とする。
- 2 島外日帰り出張の場合は、日当に2,300円を加算する。
- 3 島外出張で旅行（水路）が早朝及び深夜にかかる場合は、それぞれ日当に2,300円を加算する。